



様式第3号（第8条関係）

事業者達成状況報告書

2025年7月10日

鳥取県知事 平井 伸治 様

届出者 住所 鳥取県倉吉市駄路寺町390

氏名 株式会社明治製作所
代表取締役社長 齋木 憲久
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第5項（第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

住所（主たる事業所の所在地）	鳥取県倉吉市駄路寺町390					
氏名（名称及び代表者の氏名）	株式会社 明治製作所 代表取締役社長 齋木 憲久					
主たる業種	22 鉄鋼業					
該当する事業者要件	☒ 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号に該当する特定事業者 ☐ 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号に該当する特定事業者 ☐ 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則第4条第3号に該当する特定事業者 ☐ 特定事業者以外の事業者					
計画期間	2022年 4月 ～ 2025年 3月					
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （2022）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （2024）年度 （二酸化炭素換算）	増減率	報告年度（実績） （2024）年度 （二酸化炭素換算）	増減率
	排出量（1）	21,418.4 t	20,034.0 t	△ 6.5 %	13,172.0 t	△ 38.5 %
	実績に対する自己評価 基準年度より電気排出係数が減少（HTBエナジー株式会社0.538tCO ₂ /千kWhー関西電力株式会社0.419tCO ₂ /千kWh） 昨年度より生産量も減少したため、温室効果ガス排出量が減少となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率	報告年度（実績）
	本社	二酸化炭素換算 内作置量	664.0 tCO ₂ /千t	540.0 tCO ₂ /千t	△ 18.7 %	545.5 tCO ₂ /千t
	大谷工場	二酸化炭素換算 内作置量			%	%
		二酸化炭素換算			%	%
	実績に対する自己評価 電気排出係数の減少。					
寄与的取組	取組区分	目標年度（計画）		報告年度（実績）		
		実数値	二酸化炭素換算の削減量	実数値	二酸化炭素換算の削減量	
	再生可能エネルギーの利用による電力又は熱の供給	（売電量） kWh	t	（売電量） kWh	t	
		（熱供給量） GJ	t	（熱供給量） GJ	t	
	再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	（購入量）	t	-	t	
	森林保全による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	-	t	-	t	
	電気、ガスその他のエネルギーの使用の合理化による二酸化炭素の排出削減の量等を表すものの購入	（購入量）	t	（購入量） GJ	t	
	削減量等合計（2）	0 t		t		
逆引排出量（1）－（2）	基準年度（実績）	21,418.4 t	目標年度（計画）	20,034.0 t	増減率（計画）	報告年度（実績）
				△ 6.5 %	13,172.0 t	△ 38.5 %
推進体制	各部室の管理職以上とエネルギー管理推進者、管理者で構成するカーボンニュートラル部会を一回/月開催する。その中で前月の消費エネルギー報告、原単位の分析、省エネ提案、省エネ計画推進の報告を行う。また、三カ月に一回、カーボンニュートラル部員で全工場、事務所の省エネパトロールを実施する。省エネパトロールにて発見された無駄エネルギー使用の指摘や、改善方法を提案し、その案に対して各部室の管理職が責任をもって対応する。毎月のカーボンニュートラル部会で指摘内容の是正の進捗確認、フォローを実施する。					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	内容			
	2024	旧冷却水ポンプ	インバータ化による省エネ化。			
	2024	熱処理炉	炉壁に低放射線熱遮断材を塗布。			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	資源の再利を目的とした分別、町内子供会の廃品回収の協力。					
特記事項	ISO 14001 2001年12月認証取得。2015年度版に2018年10月切り替え継続更新中。全社を挙げた省エネ活動を実施中。					

- 注1 該当する口には、○印を記入してください。
注2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。
注3 本計画書は鳥取県内における事業活動について記載してください。
注4 主たる業種には、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類のうち中分類を記入してください。
注5 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

7/10 ⑫